

重要事項説明書  
(訪問介護)  
(訪問介護サービス)

---

医療法人社団 聖愛会

ぎおん牛田病院ヘルパーステーション

---

〒731-0113

広島市安佐南区西原8丁目29番24号

TEL (082) 875-0134

FAX (082) 875-0135

---

## 「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(広島市指定 第 3460290665 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 事業者                | 1 |
| 2. 事業所の概要             | 1 |
| 3. 事業実施地域及び営業時間       | 2 |
| 4. 職員の体制              | 2 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 3 |
| 6. サービスの利用に関する留意事項    | 5 |
| 7. 苦情の受付について          | 7 |

### 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 聖愛会
- (2) 法人所在地 広島市安佐南区西原 8 丁目 29-24
- (3) 電話番号 082-850-3116
- (4) 代表者氏名 理事長 島筒 和史
- (5) 設立年月 昭和 53 年 2 月 14 日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成 26 年 8 月 1 日指定 広島市 3460290665 号
- (2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者に対して適正な訪問介護等を提供する
- (3) 事業所の名称 ぎおん牛田病院ヘルパーステーション
- (4) 事業所の所在地 広島市安佐南区西原 8 丁目 29-24
- (5) 電話番号 082-875-0134

- (6) 管理者 氏名 川中 良二
- (7) 当事業所の運営方針 運営規程参照
- (8) 開設年月 平成 26 年 8 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[訪問介護サービス] 平成 30 年 4 月 1 日指定 広島市 3460290665 号

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 安佐南区、安佐北区、東区
- (2) 営業日及び営業時間

|           |           |        |               |
|-----------|-----------|--------|---------------|
| 営業日       | 年中無休      |        |               |
| 受付時間      | 月～金       | 9時～18時 | 土・日・祝日 9時～18時 |
| サービス提供時間帯 | 365日 24時間 |        |               |

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種                                 | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 |
|------------------------------------|----|-----|------|
| 1. 管理者                             | 1  |     | 1    |
| 2. サービス提供責任者                       | 1  | 1   | 1, 3 |
| 3. 訪問介護員                           | 1  | 8   | 3, 9 |
| (1)介護福祉士                           | 1  | 7   | 3, 5 |
| (2)訪問介護養成研修 1 級<br>(ヘルパー1 級) 課程修了者 |    |     |      |
| (3)介護職員初任者研修<br>(ヘルパー2 級) 修了者      |    | 1   | 0, 3 |
| (4)訪問介護養成研修 3 級<br>(ヘルパー3 級) 課程修了者 |    |     |      |

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割または8割または7割）が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要と利用料金>

##### ○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

##### ○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### ① 身体介護

##### ○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

##### ○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

##### ○食事介助

…食事の介助を行います。

##### ○体位変換

…体位の変換を行います。

#### ② 生活援助

##### ○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

##### ○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

##### ○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

##### ○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<訪問介護利用料金>

| サービス内容           |  | サービス利用に係る自己負担額 |        |        |
|------------------|--|----------------|--------|--------|
| 身体介護             |  | 1割負担           | 2割負担   | 3割負担   |
| 20分未満            |  | 174円           | 348円   | 523円   |
| 20分以上30分未満       |  | 261円           | 522円   | 783円   |
| 30分以上1時間未満       |  | 414円           | 828円   | 1,242円 |
| 1時間以上            |  | 606円           | 1,213円 | 1,820円 |
| 1時間を越えて30分を増すごとに |  | 87円            | 175円   | 263円   |
| 生活援助             |  | 1割負担           | 2割負担   | 3割負担   |
| 20分以上45分未満       |  | 191円           | 383円   | 574円   |
| 45分以上            |  | 235円           | 175円   | 706円   |

<訪問介護サービス利用料金>

|              | 1割負担   | 2割負担   | 3割負担   |
|--------------|--------|--------|--------|
| 訪問型独自サービス週1回 | 1,258円 | 2,517円 | 3,775円 |
| 訪問型独自サービス週2回 | 2,513円 | 5,027円 | 7,540円 |

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 特定事業所加算 I      | 所定単位数×100分の20   |
| 介護職員処遇改善加算 (1) | 所定単位数×1000分の245 |

- \* 夜間 (18:00~22:00) 又は早朝 (6:00~8:00) の場合 25%増し
- \* 深夜 (22:00~6:00) の場合 50%増し

☆平常の時間帯 (午前8時から午後6時) 以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間 (午後6時から午後10時まで) : 25%
- ・早朝 (午前6時から8時まで) : 25%
- ・深夜 (午後10時から午前6時まで) : 50%

☆訪問介護養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## (2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、1キロメートルあたり20円をいただきます。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求させていただきます。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とさせていただきます。)

原則、自動振替とさせていただきます。

\*やむを得ない場合は、銀行振り込みも対応致します。

西日本シティ銀行 広島支店 普通預金 0904188

理事長 島筒 和史

## (4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

#### ①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じない

よう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

### (6) サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。）

<サービス提供責任者の業務>

- ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握

- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑥訪問介護員の研修、技術指導
- ⑦その他サービスの内容の管理について必要な業務

## 7. 苦情の受付について

### 1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）  
管理者 川中 良二
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日  
9：00～18：00  
土曜日  
9：00～13：00

## 8. 事故発生時の対応について

サービス提供時に事故が発生した場合は、別紙にあるよう対応します。

## 介護サービス時の説明内容について

### 1. 誤嚥について

加齢により飲み込む機能が低下し、誤嚥による窒息、肺炎の発症という事態が生じることがあり、場合によっては死に至ることがあります。

### 2. 転倒・転落事故について

- ①. 転倒転落には注意しておりますが、職員が付きっきりで対応できないので、事故を未然に防ぐことができない事があり、その場合は責任を負いかねます。
- ②. 利用者の状態によって、身体拘束せざるを得ない状況になった場合、ご家族様の承諾をいただくことがあります。
- ③. 徘徊等により施設の外に出て行方が分からなくなった場合、至急連絡させていただきます。

### 3. 感染症について

集団での活動・生活のため、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に感染し、身体レベルが非常に悪化し急変することや、死に至ることもあります。

【ぎおん牛田病院 ヘルパーステーション】

年 月 日

利用契約書

個人情報の利用目的通知および第三者する場合の目的に関する同意書

重要事項説明書

書面に基づき上記の説明を行いました。

医療法人社団 聖愛会  
ぎおん牛田病院 ヘルパーステーション

理事長 島筒 和史

説明者 職名\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

書面に基づき上記の説明を受け、内容に同意します。

利用者 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

代理人 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_